

改正

平成17年12月19日条例第288号
平成22年12月13日条例第31号
平成25年12月24日条例第32号
平成26年3月26日条例第17号
令和元年6月24日条例第15号
令和元年9月30日条例第37号
令和元年12月18日条例第40号

佐野市水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第3章 給水（第10条—第18条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第19条—第29条）
- 第5章 管理（第30条—第35条）
- 第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）
- 第7章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、佐野市水道事業の設置等に関する条例（平成17年佐野市条例第216号。以下「設置条例」という。）第3条第2項に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために本市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、管理者が法第16条の2第1項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）を通じ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の工事について利害関係人がある場合は、管理者は工事の申込みに併せて、その者の同意書等の提出を求めることができる。

3 第1項の指定給水装置工事事業者に関する事項は、管理者が別に定める。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 給水区域内で配水施設のない箇所給水の申込みがあった場合等の配水施設の工事の費用負担及び工事施行後の取扱いについては、管理者が別に定める。

（工事の施行）

第7条 工事の設計及び施工は、指定給水装置工事事業者が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（給水装置の変更等の工事）

第9条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。これに要する費用は、市の負担とする。

第3章 給水

（給水の原則）

第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第11条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があった場合もまた同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第13条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第14条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止変更等の届出)

第15条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道を使用中止又は廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第16条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第17条 水道使用者等は、適切な注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、直ちに指定給水装置工事事業者に修繕の申込みをしなければならない。

3 前項の修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、その費用を市が負担することができる。

4 第1項及び第2項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第18条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第19条 水道料金(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下「料金」という。)は、水道の利用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第20条 料金は、2月につき別表に掲げる区分による基本料金と超過料金との合計額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

2 別表に規定する用途の適用についての基準は、管理者が別に定める。

(私設消火栓の料金)

第20条の2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用する場合は、消火栓1個1回につき、使用時間5分までは、660円とし、5分を超えて使用するときは、超えた時間5分ごとに330円を加算する。この場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(料金の算定)

第21条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下この条及び第23条において同じ。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月及びその前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第22条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第23条 定例日からその次の定例日までの期間(次項において「算定期間」という。)の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の4分の1以下のときは、基本料金の4分の1とする。
- (2) 使用水量が基本水量の4分の1を超え2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。
- (3) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、第20条第1項の規定により算定する。

2 算定期間の中途において、メーターの口径又は用途に変更があったときは、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第24条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、又は管理者が必要と認めるとき清算する。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月に徴収する。

(口座振替の方法により納付する料金の減額)

第25条の2 口座振替の方法により納付する料金は、第20条第1項又は第23条の規定により算定した料金のそれぞれの額から50円を減額する。

2 水道の利用者又は管理人の責めに帰すべき理由により、口座振替の方法により管理者が定める日に料金が納付されなかったときは、前項の規定による減額をしない。

(加入金)

第26条 第5条第1項の規定に基づき、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込みをする者から、次に定めるところにより、水道加入金(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	円 55,000
20ミリメートル	154,000
25ミリメートル	275,000
40ミリメートル	913,000
50ミリメートル	1,595,000
75ミリメートル	4,389,000
100ミリメートル	9,020,000
100ミリメートルを超えるもの	管理者が定める額

2 加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、増径変更の差額の徴収及び管理者が特別の理由があると認めるときは、承認後徴収することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(手数料)

第27条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込後徴収することができる。

(1) 工事設計の審査をするとき。

ア 道路その他の占使用に係るもの

1 件について 2,000円

イ 上記以外のもの

1 件について 300円

(2) 工事の竣工検査をするとき。

1 件について 500円

(3) 指定給水装置工事事業者の指定をするとき。

1 件について 10,000円

(4) 証明書を交付するとき。

1 件について 200円

(5) 再開栓の請求を受けて開栓するとき。

1 件について 500円

(6) 配水管又は給水装置に係る図面の写しを交付するとき。

1 枚について 100円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(督促及び督促手数料)

第28条 この条例によって納付しなければならない料金又は手数料を期限内に納付しない場合においては、管理者は、督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から15日以内とする。

3 督促手数料は、督促状1通について100円とする。

(料金加入金手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上、その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料等を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水停止をすることができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が第20条の料金、第26条の加入金、又は第27条第1項及び第28条第3項の手数料を督促状の指定期限内に納付しないとき。
- (2) 水道の使用者等が正当な理由がなく、第21条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離しすることができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第13条第2項のメーターの設置、第21条の使用水量の計量、第30条の検査、又は第32条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第17条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第20条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正な行為によって第20条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐野市水道事業給水条例（昭和33年佐野市条例第23号）、田沼町水道事業給水条例（平成10年田沼町条例第1号）又は葛生町水道事業給水条例（平成9年葛生町条例第21号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月19日条例第288号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第20条、第23条及び別表の規定は、平成18年6月1日以後に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金について適用し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から同年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第20条の2の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月13日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市水道事業給水条例の規定は、料金の支払を受ける権利が平成23年6月1日以後に確定されるものに係る料金について適用し、料金の支払を受ける権利が同日前に確定されたものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第32号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(佐野市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 34 第34条の規定による改正後の佐野市水道事業給水条例第26条の規定は、この条例の施行の日以後に管理者の承認を受ける水道加入金について適用し、同日前に管理者の承認を受けた水道加入金については、なお従前の例による。
- 35 第34条の規定による改正後の佐野市水道事業給水条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した水道料金（施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定した水道料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）

から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

36 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成26年3月26日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(佐野市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

36 第34条の規定による改正後の佐野市水道事業給水条例第26条の規定は、この条例の施行の日以後に管理者の承認を受ける水道加入金について適用し、同日前に管理者の承認を受けた水道加入金については、なお従前の例による。

37 第34条の規定による改正後の佐野市水道事業給水条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から継続している水道の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した水道料金(施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定した水道料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

38 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和元年9月30日条例第37号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月18日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(佐野市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際、第12条の規定による改正前の佐野市水道事業給水条例によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表 (第20条関係)

1 一般用

メーターの口径	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	金額	
13ミリメートル	20立方メートルまで	2,095円	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分 126円50銭
20ミリメートル		2,190円	
25ミリメートル		2,242円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 154円
40ミリメートル		2,609円	

50ミリメートル		3,939円	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分 181円50銭 300立方メートルを超える分 214円50銭
75ミリメートル		4,662円	
100ミリメートル		5,636円	
125ミリメートル		7,574円	
150ミリメートル		10,591円	

2 湯屋業用

メーターの口径	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	金額	
13ミリメートル	200立方メートルまで	11,011円	200立方メートルを超える分 99円
20ミリメートル		11,105円	
25ミリメートル		11,126円	
40ミリメートル		11,492円	
50ミリメートル		12,823円	
75ミリメートル		13,546円	
100ミリメートル		14,520円	
125ミリメートル		16,448円	
150ミリメートル		19,475円	

3 臨時用

メーターの口径	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	金額	
13ミリメートル	20立方メートルまで	4,170円	20立方メートルを超える分 220円
20ミリメートル		4,264円	
25ミリメートル		4,295円	
40ミリメートル		4,651円	
50ミリメートル		5,982円	
75ミリメートル		6,715円	
100ミリメートル		7,679円	
125ミリメートル		9,617円	
150ミリメートル		12,634円	